

2017年4月26日

各位

全国労働金庫協会

盗難通帳による不正支払および口座不正利用等に関するアンケート結果について

「盗難通帳による払出し件数・金額」「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況」「偽造キャッシュカード等による預金払出し等」「盗難キャッシュカード等による預金払出し等」「インターネット・バンキングによる預金等不正支払について」(平成29年3月末基準)に関するアンケートを全国の労働金庫を対象に実施し、その結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 盗難通帳による払出し件数・金額

(単位：件、百万円)

申出時期	件数	金額
平成12年度	1	1
平成13年度	8	16
平成14年度	18	56
平成15年度	16	23
平成16年度	3	5
平成17年度	4	8
平成18年度	2	5
平成19年度	2	2
平成20年度	4	4
平成21年度	4	0
平成22年度	0	0
平成23年度	1	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	0
平成27年度	1	0
平成27年 4月～6月	1	0
平成27年 7月～9月	0	0
平成27年 10月～12月	0	0
平成28年 1月～3月	0	0

平成 28 年度	1	0
平成 28 年 4 月～ 6 月	0	0
平成 28 年 7 月～ 9 月	1	0
平成 28 年 10 月～12 月	0	0
平成 29 年 1 月～ 3 月	0	0

(注 1)「盗難通帳による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に払い出されているもの。

(注 2)「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があった時期。

(注 3)「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成 15 年度	2 2	4 (3)	2 3
平成 16 年度	8 9	3 (3)	8 9
平成 17 年度	9 6	8 (8)	9 6
平成 18 年度	9 2	5 (3)	9 4
平成 19 年度	9 7	3 (3)	9 7
平成 20 年度	9 6	7 8 (7 2)	1 0 2
平成 21 年度	6 8	6 1 (5 6)	7 3
平成 22 年度	5 5	4 0 (3 9)	5 6
平成 23 年度	2 0 7	9 8 (9 0)	2 1 5
平成 24 年度	2 4 7	2 4 1 (2 2 7)	2 6 1
平成 25 年度	2 0 5	1 8 8 (1 6 7)	2 2 6
平成 26 年度	1 6 5	1 6 1 (1 5 9)	1 6 7
平成 27 年度	1 9 5	1 4 2 (1 3 6)	2 0 1
平成 27 年 4 月～ 6 月	4 1	2 0 (1 8)	4 3
平成 27 年 7 月～ 9 月	3 7	3 2 (3 0)	3 9
平成 27 年 10 月～12 月	5 5	6 6 (6 5)	5 6
平成 28 年 1 月～3 月	6 2	2 4 (2 3)	6 3
平成 28 年度	2 2 0	1 6 3 (1 2 7)	2 5 6
平成 28 年 4 月～ 6 月	4 4	3 9 (3 8)	4 5
平成 28 年 7 月～ 9 月	5 5	2 7 (1 6)	6 6
平成 28 年 10 月～12 月	5 5	5 5 (4 2)	6 8
平成 29 年 1 月～ 3 月	6 6	4 2 (3 1)	7 7

(注1)「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用料金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる『振り込め詐欺』における振込口座（詐欺）」等、法令や公序良俗に違反する行為に預金口座が利用されること。

(注2)「件数」は、原則として口座単位。

(注3)強制解約等の件数のカッコ内は、当該期間を含め既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後強制解約等に至った件数。

(注4)合計数は利用停止および強制解約等（除く既口座利用停止）の合計。すなわち、「平成29年1月～3月」の合計数は、66（利用停止件数）+42（強制解約等件数）-31（既口座利用停止件数）=77。

3. 偽造キャッシュカード等による預金払出し等について (単位：件、千円)

期 間	件 数	金 額
平成13年度	0	0
平成14年度	0	0
平成15年度	2	434
平成16年度	6	6,306
平成17年度	13	9,316
平成18年度	7	2,405
平成19年度	7	801
平成20年度	6	1,798
平成21年度	5	2,183
平成22年度	6	2,392
平成23年度	18	15,683
平成24年度	36	17,894
平成25年度	1	500
平成26年度	3	440
平成27年度	1	120
平成27年 4月～6月	0	0
平成27年 7月～9月	0	0
平成27年 10月～12月	0	0
平成28年 1月～3月	1	120
平成28年度	4	2,620
平成28年 4月～6月	0	0

平成 28 年 7 月～ 9 月	2	1, 7 0 0
平成 28 年 10 月～12 月	2	9 2 0
平成 29 年 1 月～ 3 月	0	0

(注 1) 「偽造キャッシュカード等による預金払出し等」とは、お客さまからの申出等があり、ジャーナル等を確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金払出しである、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。件数・金額が把握できない場合は「-」、ゼロの場合は「0」と表示。

(注 2) 「期間」とは、偽造キャッシュカード等により預金払出し等が発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注 4) 「金額」は、千円未満切り捨て。

4. 盗難キャッシュカード等による預金払出し等について

(単位：件、千円)

期 間	件 数	金 額
平成 17 年 10 月～12 月	3 5	1 8, 9 6 2
平成 18 年 1 月～3 月	3 6	2 1, 9 0 2
平成 18 年度	1 2 3	5 2, 3 2 6
平成 19 年度	7 3	3 1, 1 2 8
平成 20 年度	7 1	3 2, 1 7 5
平成 21 年度	6 9	3 5, 4 4 4
平成 22 年度	7 7	4 3, 2 5 1
平成 23 年度	6 0	1 9, 3 5 5
平成 24 年度	3 3	1 2, 1 8 1
平成 25 年度	2 0	6, 0 7 2
平成 26 年度	2 3	8, 2 5 7
平成 27 年度	1 1	2, 7 9 3
平成 27 年 4 月～ 6 月	3	7 8 4
平成 27 年 7 月～ 9 月	3	1, 4 8 4
平成 27 年 10 月～12 月	4	4 2 5
平成 28 年 1 月～ 3 月	1	1 0 0
平成 28 年度	1 9	1 0, 6 6 4
平成 28 年 4 月～ 6 月	6	5, 7 2 1
平成 28 年 7 月～ 9 月	3	7 2 0
平成 28 年 10 月～12 月	5	1, 3 3 6

平成 29 年 1 月～ 3 月	5	2, 8 8 7
------------------	---	----------

(注 1) 「盗難キャッシュカード等による預金払出し等」とは、お客さまからの申出等があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金払出しである、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注 2) 「期間」とは、盗難キャッシュカード等により預金払出し等が発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注 4) 「金額」は、千円未満切り捨て。

5. インターネット・バンキングによる預金等不正支払について (注 1)

(単位：件、千円)

期 間 ^(注 2)	件数 ^(注 3)	金額 ^(注 4)
～平成 20 年 3 月末	1	6, 6 5 0
平成 20 年度	0	0
平成 21 年度	0	0
平成 22 年度	0	0
平成 23 年度	5	4, 1 3 1
平成 24 年度	0	0
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	3	4, 7 0 9
平成 27 年度	7	8, 1 6 1
平成 27 年 4 月～ 6 月	5	7, 4 9 9
平成 27 年 7 月～ 9 月	0	0
平成 27 年 10 月～12 月	1	1 6 2
平成 28 年 1 月～ 3 月	1	5 0 0
平成 28 年度	1 0	9, 6 9 9
平成 28 年 4 月～ 6 月	5	2, 6 2 1
平成 28 年 7 月～ 9 月	3	3, 9 6 4
平成 28 年 10 月～12 月	1	1 2 0
平成 29 年 1 月～ 3 月	1	2, 9 9 4

(注 1) お客さま（預金者）からの申出があり、その時点で当該口座を確認したところ、お客さまの意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、お客さま本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出された件数・金額を計上。

(注 2) 「期間」とは当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」とは、原則、預金名義人単位の件数。

(注4) 「金額」は、千円未満切り捨て。

以 上